第１０期介護保険事業計画・高齢者福祉計画
「安心・いきいきプラン松本」とは？



意見募集期間：
令和８年１１月１９日（木）から令和８年１２月１８日（金）

Q　どんな内容なの？

介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、３年を１期として策定します。
生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要や担い手の確保など、さまざまな課題への対応が求められます。こうした状況を踏まえ、２０４０年を見据えた介護保険制度や高齢者施策の基本的な方向性を定めるものです。

Q　市民生活にどんな影響を与えるの？

・介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしたい
・ひとり暮らしになっても、安心して生活したい
・認知症になっても、自分らしく暮らしたい
・介護を支える人材が不足している

→こうした高齢者や地域を取り巻く課題に対応するため、住まいの支援、見守り体制の充実、認知症施策、介護人材の確保・育成などを推進し、高齢者が安心して自分らしく暮らし続けられる持続可能な地域福祉を推進します。

ご意見
お待ちして
います！

